

「紛争自主解決支援セミナー開催のご案内」

～職場トラブルの解決のために～

主催 山口労働局雇用環境・均等室

山口労働局では、個別労働紛争解決制度による相談・情報提供、労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん等の手法を用いて個別労働紛争の解決に努めているところですが、経済情勢の変化や多様化する雇用形態を背景に、解雇、雇止め、いじめ・嫌がらせ、自己都合退職等の様々な個別労働紛争に関する相談が寄せられ、その内容も年々複雑なものとなっています。

そこで、本年度も職場のトラブル防止、早期解決の方法について理解を深めていただくことを目的に、下記のとおり、「紛争自主解決支援セミナー」を開催いたします。

本年度は、やむを得ず労働者を懲戒処分する場合に必要な手続き、留意点等を解説いたします。

事業主、企業の労務管理担当者の参加をお待ちしております。

日 時 平成30年1月29日（月） 午後2時から午後4時まで

場 所 山口市吉敷下東3-1-1 山口県健康づくりセンター
（山口県総合保健会館）第一研修室

演 題 「労働者の懲戒処分とその有効性について」

講 師 徳田恵子法律事務所 弁護士 徳田 恵子 氏

参加費 無料（定員180名、先着順受付）

※申込み方法 裏面の「参加申込書」に記入して、**平成30年1月11日（木）**までに山口労働局雇用環境・均等室あてにFAXもしくは郵送でお申し込みください。

※お車でご来場の場合は、「専用駐車場」、「臨時駐車場」をご利用ください。

講師紹介

徳田恵子法律事務所 弁護士 徳田 恵子（とくだ けいこ）氏

略歴	平成14年10月	司法研修所修了、弁護士登録
	平成20年4月	山口市に弁護士事務所を開設
	現在	山口労働局山口紛争調整委員会委員 山口県公害審査会委員 山口県自然環境保全審議会委員 山口県介護保険審査会委員 等、それ以外にも多くの公的委員に就任

紛争自主解決支援セミナー

労働者の懲戒処分とその有効性について

1 / 29 (月) 14:00~16:00 (開場13:30)

会場

山口県健康づくりセンター
(山口市吉敷下東三丁目1番1号)



※平成29年10月1日より、会場敷地内は全面禁煙となり、喫煙所はありませんのでご注意ください。

プログラム (開場13:30~)

- 14:00 **開会・主催者(山口労働局)挨拶**
山口労働局 雇用環境・均等室長 手塚和子
- 14:05~14:20 「個別労働紛争解決制度の運用状況」
山口労働局 労働紛争調整官 宮本敏和
- 14:20~16:00 「労働者の懲戒処分とその有効性について」
徳田恵子法律事務所 弁護士 徳田恵子

参加費無料
定員180名 事前申込制(先着順)

◆申込方法◆

下の申込書に必要事項をご記入の上、
平成30年1月11日(木)までに
FAX(083)995-0389によりお申込ください。

◆お問い合わせ◆

山口労働局雇用環境・均等室
〒753-8510 山口市中河原町6-16山口地方合同庁舎2号館
TEL083-995-0390 FAX083-995-0389

紛争自主解決支援セミナー参加申込書
(兼受付票・セミナー当日受付窓口にご提出下さい。)

山口労働局雇用環境・均等室行
FAX 083-995-0389

企業・団体名		ご住所	
TEL		FAX	
所属部署・職名		お名前	

- 記入いただきました個人情報、本セミナー参加者名簿の作成以外には使用いたしません。
- お申込後は参加証等は発行いたしませんので、直接会場にお越しください。
- 定員となり次第、締め切らせていただきますのでご了承願います。